

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル式）の募集を行います。

令和8年6月8日

収支等命令者

佐賀県療育支援センター 統括副所長 西牟田 美也子

1 業務内容

- (1) 委託業務名 佐賀県療育支援センター給食調理等業務委託
- (2) 業務内容 給食調理及び付随する業務
詳細は「佐賀県療育支援センター給食調理等業務委託仕様書」による
- (3) 履行期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで
- (4) 履行場所 佐賀県療育支援センター
(佐賀県佐賀市大和町尼寺1231-1)

2 契約上限額

各年度の契約上限額（見積限度額）は下表のとおり。

（令和8年9月1日から令和8年10月1日までの間は、業務引継ぎ及び準備期間とし、委託料の支払いはないものとする。）

年度	契約上限額（見積限度額） ※消費税及び地方消費税の額を含む
R8年度 (令和8年10月1日～令和9年3月31日)	12,648千円
R9年度	25,296千円
R10年度	25,296千円
R11年度 (令和11年4月1日～令和11年9月30日)	12,648千円
総額	75,888千円

3 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすことを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 佐賀県、福岡県及び長崎県内のいずれかに本店又は支店、営業所を有する事業者であること。
- (2) 委託業務を開始する日までに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する営

業の許可その他本件業務に関連して必要な法令に基づく許可、認可等を受けることが確実であること。

- (3) 公告の日から過去3年間に、学校、医療施設又は福祉施設で、特定かつ多数の者に対して、継続的に一日50食以上の食事を供給する業務の契約を締結し、当該業務を継続的に2年以上履行した実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始または民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 公募開始の日の6か月前から契約日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 実施スケジュール

県HPでの公募開始	令和8年6月8日（月）
質問の受付期限	令和8年6月17日（水）午後5時まで（必着）
質問の回答期限	令和8年6月19日（金）
参加資格確認申請書提出期限	令和8年6月23日（火）午後5時まで（必着）
参加資格確認結果通知期限	令和8年6月30日（火）
企画提案書等提出期限	令和8年7月3日（金）正午まで（必着）
審査会（プレゼンテーション）	令和8年7月6日（月）午前
最優秀提案者の決定通知	令和8年7月8日（水）

5 質問の受付

仕様書等に対する質問がある場合は、仕様書等に対する質問書（様式第1号）に必要事項を記入の上、令和8年6月17日（水）午後5時までに16の担当課に電子メールにより提出すること。質問への回答は、令和8年6月19日（金）までに佐賀県ホームページに掲載する。

6 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、下記書類を16の担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。ただし、郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(1) 提出期限 令和8年6月23日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 参加資格確認申請書（様式第2号）	1部
イ 誓約書（様式第3号）	1部
ウ 実績書（様式第4号）	1部
エ 会社・団体概要（パンフレット、定款等）	1部

※エ「会社・団体概要（パンフレット、定款等）」については、①商号又は名称、②代表者 役職・氏名、③所在地、④設立年月日及び給食調理業務を開始した日、⑤資本金、⑥従業員数、⑦業務内容がわかるものを添付すること。

※提出書類により参加資格要件の適否を確認し、令和8年6月30日（火）までにその結果を通知する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和8年7月3日（金）正午まで（必着）

(2) 提出書類

①企画提案書（任意様式） 5部

提案書には下記ア～クの内容を含めること。また、「佐賀県療育支援センター統括副所長」あて、参加者の商号又は名称、代表者職・氏名を記載の上、提出すること。

- ア. 給食調理業務における基本方針
- イ. 業務実施体制（組織体制・人員配置）
- ウ. 従業員欠員時の対応
- エ. 衛生管理・安全管理体制
- オ. 食中毒・異物混入対策
- カ. 品質管理（給食の質の担保）
- キ. 従業員への業務内容・衛生管理に関する指導頻度と方法
- ク. 従業員研修の内容と頻度
- ケ. 業務責任者による巡回指導の内容と頻度

コ. その他提案事項

②見積書 5部(原本1部、コピー4部)

※見積は年度ごと(R8年度、R9年度、R10年度、R11年度)に見積をおこなうこと。見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とともに、内訳を記載すること。

(3) 提出方法

16の担当課に持参又は郵送すること。

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

8 公募型プロポーザル審査会及び審査の実施方法

(1) 日時 令和8年7月6日(月)午前

※プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。

(2) 場所 佐賀県療育支援センター 会議室

(3) 実施方法

ア. 参加者は、事前に提出した企画提案書等に基づいてプレゼンテーションを行う。

イ. 参加者側の出席者は2人以内(うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。)とし、1者あたり30分程度(説明20分、質疑10分程度)を予定している。なお、プロジェクターまたはモニターの使用を希望する場合は、県が準備するのでプレゼンテーションの3日前までに申し出ること。ただし、パソコン及び接続端子等は持参すること。

ウ. 審査員は、別表1の「評価基準」に従い審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会で協議の上、最優秀提案者を決定する。

エ. 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

オ. 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

9 審査結果の通知

令和8年7月8日(水)までにすべての参加者に対しメールで通知する。

10 契約に関する事項

(1) 佐賀県財務規則(平成4年3月31日佐賀県規則第35号)に基づき執行する。

(2) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供す

ることができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（基本料金の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- (イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
- (3) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が整った場合は、委託契約を締結する。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。
- (5) 委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務等の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承認を得ること。
- (6) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

11 失格要件

次のいずれかに該当する場合は提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が行った場合
- (2) 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- (3) 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- (4) 1人で2以上の提案をした場合
- (5) 代理人でその資格のない場合
- (6) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- (7) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

12 公募型プロポーザル手続きの中止

次のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- (1) 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

13 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

15 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本件プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 当該プロポーザル参加資格確認申請書を提出した後に辞退をする場合は、速やかに16の担当課まで連絡するとともに、辞退届（様式第5号）を提出すること。

16 担当課（問い合わせ先）

担当課 佐賀県療育支援センター 総務課

住 所 〒840-0201 佐賀市大和町大字尼寺 1231-1

電 話 0952-62-2131

F A X 0952-51-2011

E-mail ryouiku@pref.saga.lg.jp